

松浦市工事費内訳書事務取扱要領

（目的）

第1条 建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、松浦市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 本市発注の建設工事のうち、競争入札により実施するもの。

（提出時期）

第3条 工事費内訳書は、入札時に入札書に添付して提出するものとする。なお、提出された工事費内訳書は返却しない。

2 再度入札を執行する場合は、提出を求めない。

（構成及び様式）

第4条 建設工事の入札案件ごとに記載内容を指定するので、示された全項目を記載しなければならない。

2 様式は任意とする。

（無効）

第5条 次の事項に該当する場合は、入札を無効とする。なお、軽微な誤記等は無効としないことができることとし、有効・無効については別表を参照し、入札執行者において判断する。

（1）未提出

（2）工事名、発注者名、提出業者名の著しい誤り

（3）当該工事の工事費内訳書であるか特定できない

（4）前条で示す項目又は金額が未記入

（5）他の入札参加者の工事費内訳書を入手していることが明白である

（6）工事費内訳書の合計金額が入札金額と同額でない

（7）値引き、減額の項目があり、金額を調整している（スクラップ控除等除く。）

(審査等)

第6条 工事費内訳書の審査の対象は、落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定する場合は、予定価格から最低制限価格の範囲内にある入札者全員の工事費内訳書を審査する。

2 入札執行者が必要と認めるときは、入札参加者に工事費内訳書の内容の説明又は積算明細書等の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降の入札公告の案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降の入札公告の案件から適用する。

別表（第5条関係）

（1）無効とする場合

	不 備 事 項	判 断 内 容
1	入札者（代表者又は受任者）の記名がない場合	意思表示の確認ができない
2	工事名の記載がない場合	積算対象が特定できない
3	工種、金額のいずれかの記載がない場合、又は金額の誤記の場合	入札条件を充足していない
4	集計誤りの場合	入札内容の確認ができない
5	金額の記載が不明瞭な場合	意思表示の確認ができない

（2）有効とする場合

	不 備 事 項	判 断 内 容
1	年月日の記載がない場合、又は誤記の場合	入札参加者一覧表にて入札日の特定ができるため有効
2	あて名（市長名）がない場合	入札書との照合により確認できる場合は有効
3	工事名、工事箇所のいずれかの誤記の場合	入札書との照合により確認できる場合は有効
4	工種の誤記の場合	記載内容から物件の特定ができる場合は有効
5	工事費内訳書中直接工事費 計に記載している千円未満を合計金額に含めていない場合	直接工事費 計の端数処理は認めるため有効
6	鉛筆書きで提出されていた場合	工事費内訳書の効力に影響を及ぼすものでないため有効